

2024年度

# 安全衛生環境管理計画書



MORIYA

# 2024年度 安全衛生環境管理計画書

## 目次

社 是	1
社長メッセージ	2
全社労働安全衛生方針	3
2024年度 安全衛生環境管理目標	
I. 安全衛生環境管理目標	4
II. 重点撲滅災害	4
重点撲滅災害対策事項	
①墜落・転落災害の防止	5
②建設用機械・クレーン災害の防止	9
③ヒューマンエラーによる災害の防止	11
・協力業者 提出書類一覧 - 提出方法	12
重点実施事項	
1)災害防止のための「三段構えの危険予知運動」	13
2)ヒヤリハット事例の有効活用	15
3)「特定危険作業」における作業手順書	16
4)5 Sの推進	17
5)専門工事業者による自主的安全管理活動	18
6)働き方改革	19
7)産廃物の3 Rの推進	20
手戻り・手直しにより発生する産業廃棄物の削減	21
8)毎月12日は安全の日	22
9)守谷商会の安全ルール	23
労働災害防止実施計画表(年度計画)	25
労働災害発生状況 【2023年度】	27
災害発生の推移(10年間データ)	28
2023年度 災害・事件事例	29
資料一安全衛生点検チェックリスト	資料-1
荷取りステージからの落下防止措置	資料-10

# 社 是

すべてのこと  
に誠実に  
よりよい仕事  
をしよう



## ゼロ 「墜落・転落災害0」を達成しよう

代表取締役社長 吉澤 浩一郎

2024年度を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ず、能登半島地震で正月早々甚大な災害に遭われた犠牲者・被災者の方々には心よりお悔み・お見舞いを申し上げます。今後も復旧・復興の状況に即した形で、長い取り組みになると思われませんが、被災地への支援を続けていきたいと考えております。

新型コロナが5類感染症に移行し、円安の影響とともに訪日客が増え、観光庁の発表によると訪日客の消費が新型コロナウイルス禍前を大幅に超えたと発表されています。日経平均株価は35年前のバブル期を超え、40,000円のライン超えも達成しました。また、日銀がマイナス金利を解除することも決まりました。

建設業に関しては資材高騰に起因する建設費の上昇や働き手の不足、事業計画の見直し等、多くの課題を抱えている状況です。

そのような環境の中、建設業における労働災害は、関係する皆様の取り組みにより減少傾向ではありますが、下げ止まっている状況です。令和5年の建設業における休業4日以上の死傷者数は13,915人と前年の13,995人より80人減少しており、この数は全産業の10.7%に当たります。一方、死亡者数は212人と前年の273人から61人減少しましたが、全産業の死亡者数に占める割合は約30%と高い割合を示しています。前年の37.2%より減ってはいますが、いかに建設業における災害発生は死亡災害に繋がる可能性が高いかという事が分かります。

建設業の災害を型別で考えると、「墜落・転落災害」が死亡災害の約4割を占めています。これを無くすことが、より死亡者数の減少につながります。本年も「落ちない行動」と「落ちる前にやるべきこと」を考え、計画段階で準備し、実行して「墜落・転落災害ゼロ」を達成しましょう。

「無災害で、健康に過ごす」ことは、労働者本人はもとより、共に働く仲間、家族、友人等、全ての人々の願いであり、幸せの根源です。守谷商会の現場で働く全ての人々が、安心して働くことができる、快適な安全環境職場の形成を目指し、共に力を尽くしましょう。



## 全社労働安全衛生方針

安全で健康に働ける快適職場を形成し、人命尊重、人間尊重の理念に立ち、企業活動のすべての面において安全文化を定着させ、安全で快適な職場環境を形成する。

### 基本方針

1. 各部門において労働安全衛生目標を選定し、労働安全衛生パフォーマンスの維持、改善に取り組みます。
2. 労働安全衛生に関する法規制、その他要求事項を順守します。
3. 危険源、及び労働安全衛生リスクを先取りし、その低減と除去に取り組みます。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムの改善のために、すべての階層、及び部門の働く人との協議及び参加を推進します。
5. 労働における負傷、疾病を防止し、安全で健康的な労働条件を提供するために継続的な改善に努めます。

### 全社労働安全衛生目標

墜落・転落災害 及び 飛来落下災害“<sup>ゼロ</sup>0”



## 2024年度 安全衛生環境管理目標

### I. 安全衛生環境管理目標

安全衛生管理目標

墜落・転落災害“<sup>ゼロ</sup>0”を達成する  
働き方改革を推進し、長時間労働を抑制する

環境管理目標

手戻り・手直しにより発生する不要な産業廃棄物を削減する

### II. 重点撲滅災害

重点撲滅災害	具体的防止対策
1 墜落・転落 災害	<ul style="list-style-type: none"><li>・脚立、脚立足場、はしご使用時の安全対策を徹底する</li><li>・足場、墜落防止設備の作業前点検実施を徹底する</li><li>・高所作業での親綱設置とフルハーネス型安全帯使用を徹底する</li><li>・搬出入車両荷台からの墜落災害防止</li></ul>
2 建設用機械 クレーン 災害	<ul style="list-style-type: none"><li>・クレーン・バックホウ・高所作業車等の周辺及び作業半径内立入り禁止措置を徹底する</li><li>・作業計画書を作成し具体的な作業打合せを実施する クレーンは「作業計画書」+「安全作業打合せ票」により打ち合わせる</li><li>・建設機械、クレーン等の転倒防止対策を徹底する</li></ul>
3 ヒューマンエラー災害	<ul style="list-style-type: none"><li>・送り出し教育、新規入場者教育の徹底と充実を図る</li><li>・「三段構えの危険予知運動」を推進する</li><li>・電動工具の始業前点検を確実に実施させる</li><li>・リスクアセスメントの実施（作業手順書、化学物質、KY活動）</li><li>・ヒヤリハット事例の有効活用を推進する</li></ul>

## Ⅱ.重点撲滅災害

### 1

## 墜落・転落災害の防止



- ・脚立、脚立足場、はしご使用時の安全対策を徹底する
- ・足場、墜落防止設備、昇降設備の設置を徹底する  
(トラック荷台からの墜落防止設備の設置をルールに追加)
- ・足場、墜落防止設備の作業前点検実施を徹底する
- ・フルハーネス型安全帯使用(親綱設置含む)を徹底する

○脚立、はしご、可搬式作業台の適切な使用方法の周知及び徹底。

#### ・守谷のルール(2023.11.1改正)

「脚立の単独使用」に関するルール

- ◎ 使用優先順位：①立馬 > ②手摺付き脚立 > ③脚立とする。
  - ・脚立の単独使用は許可制とし、「許可申請及び誓約書」を提出し許可を受ける。
  - ・職長は使用者に「脚立の単独使用における留意事項」の使用前教育を行う。
  - ・6尺を超える脚立は原則、持ち込み禁止。脚立は手摺付きを推奨する。
- ※やむを得ず2m以上の脚立を使用する場合は二人作業とし、作業所長の許可を受け、墜落防止措置と作業手順を作業員に周知してから使用する。

○「足場計画図」「基礎施工足場図」(強度計算含む)の作成。

○守谷商会による足場の組立て完了時、構造変更時の点検の実施。

○専門工事業者による使用する足場の作業開始前点検の実施。

○墜落危険作業についてはフルハーネス型安全帯の使用を原則とする。

- ・安全帯は新規格のフルハーネス型を原則とする。

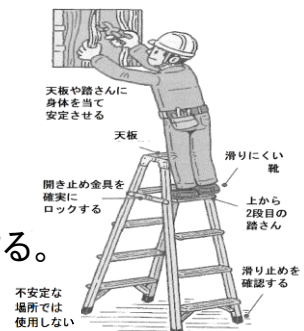
(高さ5m以下については胴ベルト型安全帯も使用可とするが、ハーネス型安全帯の使用を推奨)

- ・高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務については特別教育が必要。

**上にあるものは落ちる。**

**人も、物も落ちる。落ちてきたら、落ちるかもしれない。**

**★ そんな危険を予想する、危険感受性を養うことが大切。**



# ○脚立単独使用許可申請 及び 誓約書

令和 年 月 日

## 脚立単独使用許可申請 及び 誓約書

工 事 名: \_\_\_\_\_ 現場代理人: \_\_\_\_\_ 殿

使用会社名: \_\_\_\_\_ 職長名: \_\_\_\_\_

標記工事の施工に際し、脚立を単独で使用したく、許可申請を致します。  
 なお、脚立使用に際しては、脚立に起因する転落事故が多いことをよく認識し、下記許可条件及び誓約事項を遵守すると共に、これを貴社より使用許可を受けた脚立を使用するすべての作業員に対して周知徹底の上、遵守させることを誓約致します。

### I 許可条件 (以下のA、B、C、Dの特例時にのみ使用を許可する。)

◆特例対象 (次のA、B、C、Dの□にレ印をつけてください)

- A. 可搬式作業台又は軽量作業台が使用できない場所での作業  
 (例:PS、EPS、DS、WC、ユニットバス、押入、機械室、階段室、クローゼット等)
- B. 作業の性質上高さ方向の移動を伴う作業  
 (例:壁・柱の仕上げ作業、壁・柱・床の型枠組立作業、壁・柱の配筋作業、壁への器具等の取付作業)
- C. 連続性、官庁検査等迅速性が求められる場合に限る 検査、調査、点検作業
- D. その他、作業所長の許可を得て、職長直接の指揮により行う作業  
 (作業内容: \_\_\_\_\_ )

### II 誓約事項

1. 現場に持ち込む脚立は、次に定めるところに適合したものとす。

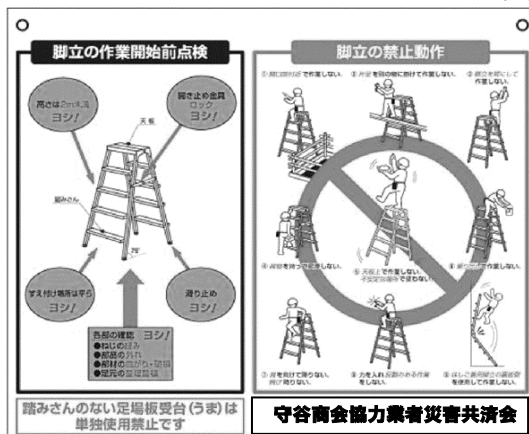
- (1) 6尺以下のもの。  
 やむを得ず2m以上の脚立を使用する場合は二人作業とし、作業所長の許可を受け、墜落防止措置と作業手順を作業員に周知してから使用する。(※墜落防止措置:親綱、全ねじキャッチャー等を設置し安全帯を使用する)
- (2) ①丈夫な構造 ②材料に著しい変形・損傷・腐食がない ③脚と水平面の角度を75度以下  
 ④足元に滑り止めを有する物
- (3) 踏棧は幅5cm以上、踏棧の長さが30cm以上のもの。
- 2. 脚立災害防止のための留意事項
- (1) 無理のない姿勢で作業を行うため、脚立を作業箇所付近に近接した所に定置する。
- (2) 力が入る、反動を伴う作業をしない。
- (3) 天板に乗って又は足を掛けて作業をしない。
- (4) 脚立にまたがった姿勢で作業しない。
- (5) 極力2人作業とし、1人は脚立を支え、ぐらつき防止、注意喚起の声かけを行う。
- (6) 開口部端部(ベランダ等)での脚立作業をしない。やむを得ず作業する場合は墜転落防止措置を講ずる。
- (7) 段差部・傾斜部では水平を保って使用する。
- (8) 脚立昇降時は脚立に向かって手で脚立を掴み、一段ずつゆっくり昇降する。
- (9) 一脚の脚立上で複数(2名以上)の作業員で作業をしない。
- (10) 脚立を壁などに立て掛けて使用しない。
- (11) 70歳以上の高齢作業員には、脚立作業をさせない。

★ 上記項目遵守により脚立使用を許可する。

許可期限 令和 年 月 日まで

許 可 第 号	
作業所長	担当者

帳票 LAN-共通文書、2.安全環境管理室、2.2.2安書類-37



使用を許可した「脚立」には、安全使用の標識を取り付けましょう。  
 (「立馬」用もありますから、取り付けましょう)



## ○トラック荷台からの墜落防止設備の設置と安全带使用の周知及び徹底。

### ・守谷のルール(2022.8.10改正)

高さ2m以上の場所で玉掛けを行いクレーン等で荷揚げ、荷下ろしを行う運搬車両は、親綱等による墜落・転落防止設備を具備した車両に限る。

(トラック用転落防止スタンプの使用も可とする)



・あおりや荷の上での作業は非常に危険であり、十分な幅の作業床を確保することが安全上効果的です。

① 2m以上の高所作業で作業床の設置が困難な場合は、安全带の取付け設備を設け、安全带を使用しなければなりません。

② 高さが1.5mを超えるところで作業を行うときは、安全に昇降するための設備を設けなければなりません。



トラックあおり支柱



トラック用転落防止  
スタンプ



トラックステップ

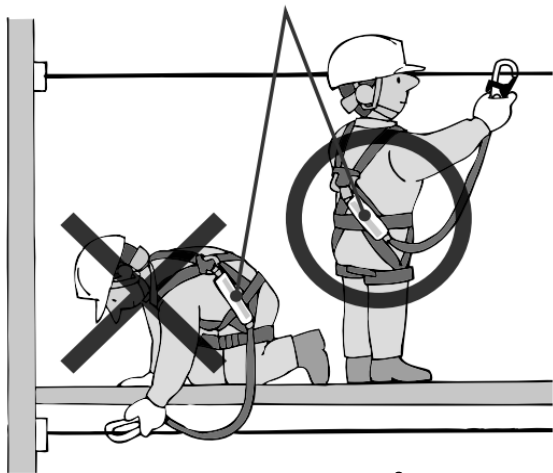
トラックの積み荷の上等の5m未満の個所では、巻き取り式+ロック機能付きのランヤードの使用が効果的です。

○フルハーネス型安全帯使用を徹底する。

フルハーネス型安全帯のランヤード(フック+ロープ+ショックアブソーバ)には1種・2種の2種類があります。フックの位置によって適切な種別を選定してください。

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さなどに応じたものでなければなりません。腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種ショックアブソーバ、足元に掛ける場合は第二種ショックアブソーバを選定します。

タイプ1 ランヤード

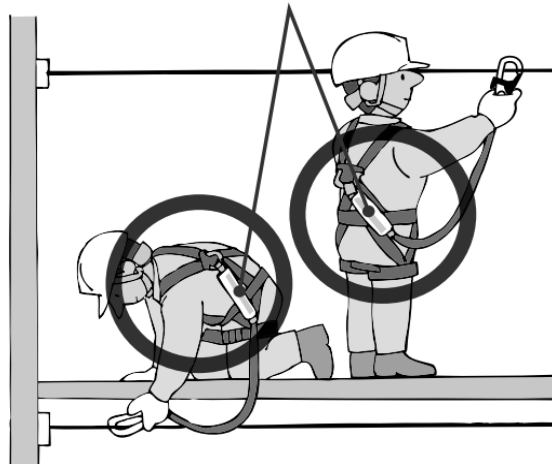


第1種(タイプ1)

Tanizawa 「墜落制止用具の規格」 適合品	種類：フルハーネス型	使用可能質量 <b>110kg</b>
	種別：第一種	落下距離 <b>4.4m</b>
	製造番号：裏に記載	最大自由落下距離 <b>2.3m</b>

(ランヤード長さ1.7mの場合)

タイプ2 ランヤード



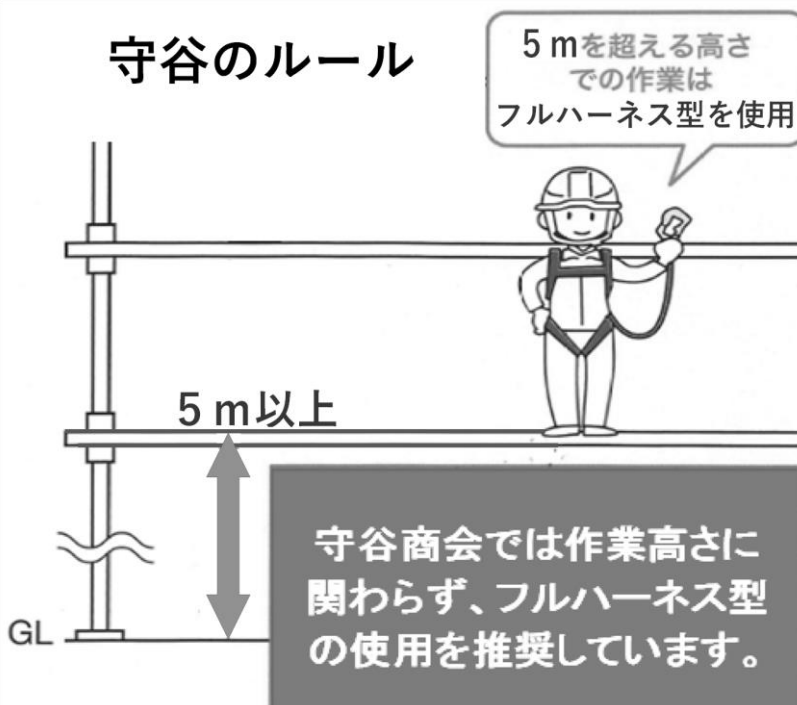
第2種(タイプ2)

Tanizawa 「墜落制止用具の規格」 適合品	種類：フルハーネス型	使用可能質量 <b>110kg</b>
	種別：第二種	落下距離 <b>5.5m</b>
	製造番号：裏に記載	最大自由落下距離 <b>4.0m</b>

(ランヤード長さ1.7mの場合)

高さ5m未満では「胴ベルト型安全帯」の使用も可としますが、胴ベルト型安全帯を使うメリットはほとんどないため、フルハーネス型安全帯の使用を推奨します。

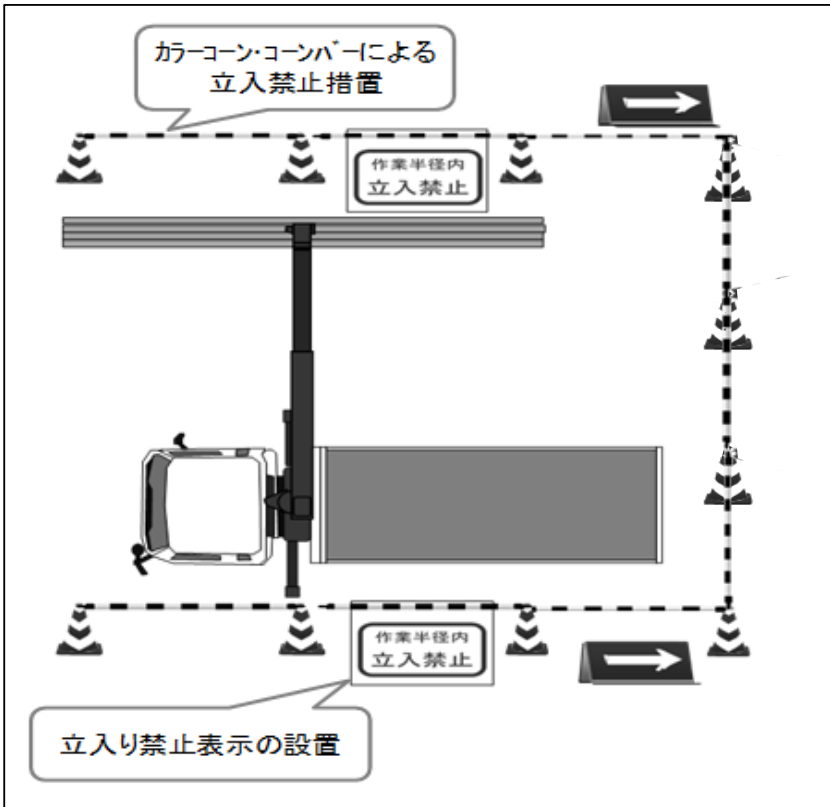
### 守谷のルール



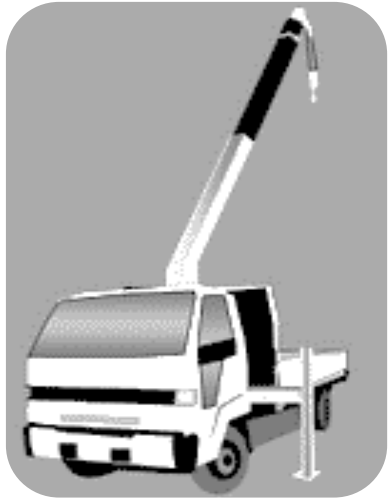


# 明確な立入禁止措置を行うこと

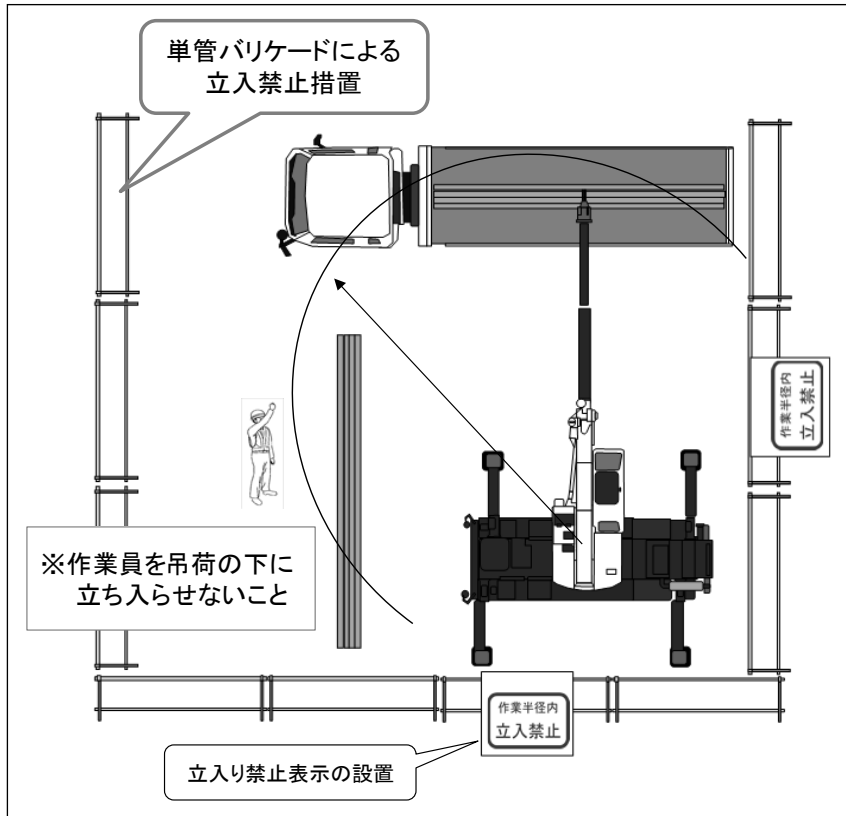
立入り禁止措置例①(ユニック車)



《ポイント》  
うっかり・ボンヤリ  
していても、入れ  
ないことが大切。



立入り禁止措置例②(移動式クレーン)



《ポイント》  
近道をしたくても、  
通れないように  
囲う。



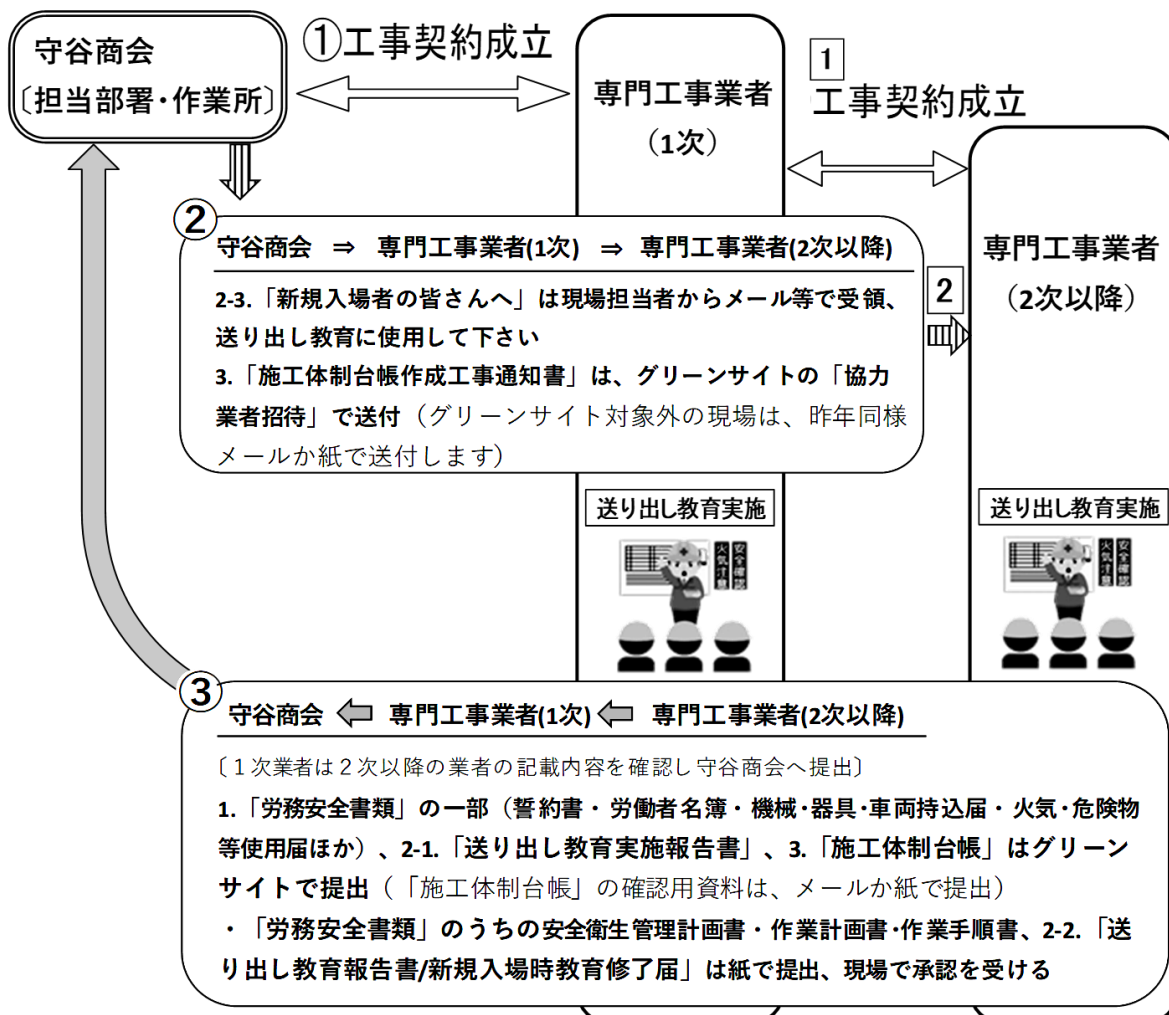
# 3

## ヒューマンエラー災害の防止

- ・「三段構えの危険予知運動」を推進する
- ・ヒヤリハット事例の有効活用を推進する
- ・安全書類、送り出し教育の徹底と充実を図る
- ・リスクアセスメントの実施（特定危険作業）

※「三段構えの危険予知運動」、リスクアセスメントの実施、ヒヤリハット事例については、重点実施事項参照

作業所乗り込み前の「労務安全書類」「送り出し教育実施報告書」「送り出し教育報告書/新規入場時教育修了届」「施工体制台帳」の提出及び送り出し教育の実施を徹底する。（※グリーンサイト対応現場はグリーンサイトを利用して「労務安全書類」の一部と「施工体制台帳」を提出する。下図-参照）  
 工事契約後から現場乗込前までの安全書類提出、送り出し教育実施フロー







# Ⅲ.重点実施事項

## ●三段構えの危険予知運動



### 1.RAKY

(具体的な対策を立てたら、その有効性を確認しよう!!)

リスクアセスメント危険予知活動実施記録表

作業所名	もりや新築工事	会社名 (グループ名)	MORIYA工務店	職長名	守谷 太郎
実施日	2023年 7月 24日 (月曜日)	今日の 気候条件	暑い・寒い 雪・雨・風	本日の作業内容	地中梁型枠組立
1. 今日の作業にはどんな危険があります? (危険のポイント) <small>(危険有害要因の特定)</small>		リスクの評価 <small>「一」の段になるにこだわる必要はない 原因と結果が分かるように記載する。</small>		2. 私たちはこうする! (リスク低減対策) <small>(危険有害要因の特定)</small>	
型枠組立中セパレータで腕を切る		A 可能性	B 重大性	A+B 評価	対策後の評価 A 可能性
足場で足を滑らせ、筋交いの隙間から転落する		3	1	4	1
脚立足場の足場板がはずれ転落する		2	3	5	1
3. 本日の行動目標		①危険のポイント のリスク評価		②対策後のリスク評価	
A.可能性		B.重大性		A+B	
災害発生の可能性 (頻度)		受傷程度の判断		評価	
1 ほとんど起きない		1 軽微		6 即座に対策が必要	
2 たまに起きる		2 休業4日以上		3 現時点では必要なし	
3 かなり起きる				5 抜本的対策が必要	
例		足場上で足を滑らせ、筋交いの隙間から転落する。		対策後のリスク評価が4以上の場合は、リスク低減対策の再検討もしくは作業手順書の周知、作業監視、保護具の使用のもと作業を行ってください。	
脚立から身を乗り出して作業を行い、脚立が倒れ転落する。					
参加者エック		氏名		氏名	
1 守谷 太郎		朝		夕	
2 守谷 二郎		良		良	
3 守谷 三郎		良		良	
今日(昨日)の作業の中でヒヤリ・ハットする場面はありましたか?		該当項目		どこで	
・右記の該当項目のチェックする。 ・発生箇所と報告者を記入する。 ・元請様へ報告する。(職長経由で) ・報告を受けた元請様は口頭等で詳細状況について聞き取る		1. 墜落しそうになった。 2. 転倒(つまづき)しそうになった。 3. 機械等に激突されそうになった。 4. ものが落下してきた。(落としてしまった) 5. ものが倒れかかってきた 6. 自分か		2. どの場所か? 3. どんな状況だったか記入する。	
		1. 表の中から該当項目を選択する。		発生状況 単管が玉掛けワイヤーから抜け落ち、作業員に当たりそうになった。	
				報告者 守谷商會確認者	

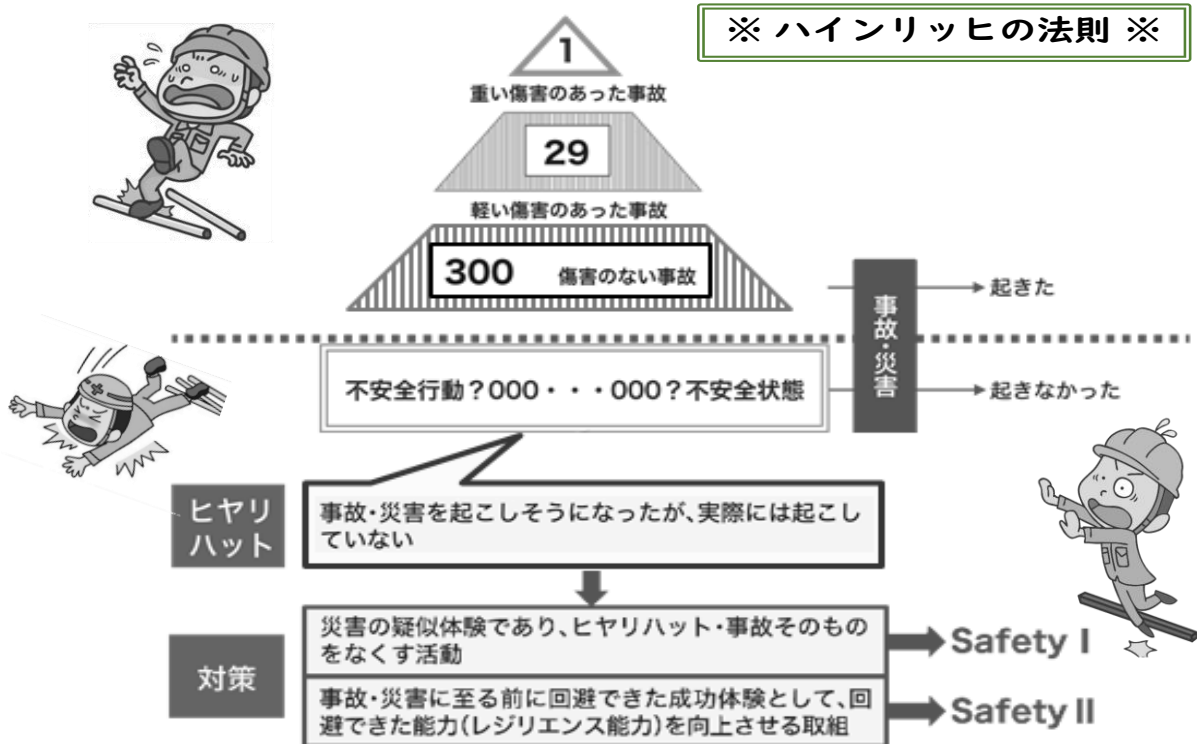
前日の“ヒヤリハット”事例を取り入れて

対策は具体的に、〇〇を〇〇する





# ●ヒヤリハット事例の有効活用



## Safety-1

ヒヤリハットは災害の疑似体験でありヒヤリハットの原因を取り除くことで災害の芽を摘むことが出来る。

## Safety-2

ヒヤリハットは事故・災害に至る前に回避できた成功体験として、回避できた能力を向上させることに繋がる。

**※まずは、職長に報告!**  
職長はKY用紙に記録し、提出  
翌朝のRAKYに取り入れ、全員に周知する。

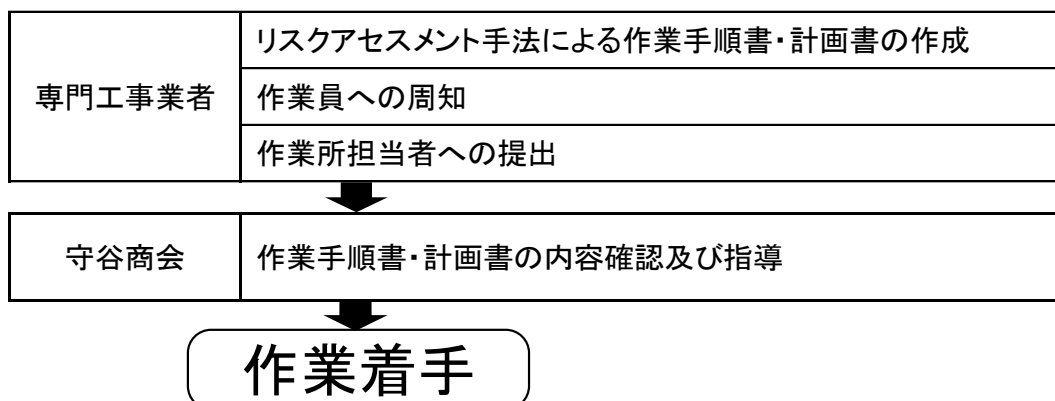
- ・「ヒヤリ・ハット」の報告がしやすい作業場の雰囲気を作る
- ・その「ヒヤリ・ハット」の報告で、救われる仲間があることを周知する

# 特定危険作業

※特定危険作業は、リスクアセスメント手法による作業手順書・作業計画書の作成及び作業員への周知が必要です。

【守谷商会】特定危険作業		[該当法令]
①	車両系建設機械等を用いて行なう作業(コンクリートポンプ車を含む)	労務安全関係提出書類に含まれている書類
②	車両系荷役運搬機械等を用いて行なう作業	
③	クレーン・移動式クレーン(クレーン付きトラック、重機を含む)を用いて行なう作業及び玉掛け作業	
④	高所作業車による作業	
5	杭打・杭抜作業、杭打機の移動・組立解体作業	安衛則 第 155 条
6	コンクリート造の工作物の解体等の作業	安衛則 第 151 条
7	建物等の解体の作業	クレーン則 第 66 条 2
8	足場の組立て、解体作業	安衛則 第 194 条 - 9
9	作業構台(ステージ等)の組立て解体作業	安衛則 第 190 条
10	地山の掘削作業	安衛則 第 517 条 - 14
11	土止支保工組立て解体作業	安衛則 第 517 条 - 2
12	型枠支保工の組立て解体作業	安衛則 第 564 条
13	鉄骨建て方作業	安衛則 第 575 条 - 7
14	木造建築物組立て作業	安衛則 第 355 条
15	デッキプレートの敷き込み作業	安衛則 第 370 条
16	クレーン、工事用エレベーター、建設用リフト等の組立て解体作業	安衛則 第 240 条
17	鉄橋又はコンクリート橋の架設作業	安衛則 第 517 条 - 2
18	有機溶剤を取り扱う作業	安衛則 第 517 条 - 13
19	酸素欠乏危険場所における作業(第一、二種)	守谷ルール
20	ずい道の掘削、支保工の組立、覆工の作業	クレーン則 第 33 条
21	アスベスト(石綿)を取り扱う作業	安衛則 第 517 条 - 6
22	化学物質を取り扱う作業	有機則 第 19 条 - 2
23	ロープ高所作業(法面工事)【勾配が40度未満の斜面を除く】	酸欠則 第 11 条
24	その他作業(部署又は現場で特定した作業等)	安衛則 第 380 条
		石綿則 第 4 条
		安衛則 第 34 条 - 2-8
		安衛則 第 539 条 - 5

## 特定危険作業の作業着手フロー



# 5Sの推進



## 5Sの効果

①生産性・安全性の向上

②ヒューマンエラーの防止対策（不注意・近道・省略行為対策）

③快適な職場環境の形成

- ・休憩所の分煙化を推進し、受動喫煙の防止を図る。
- ・休憩所、トイレ等清掃清潔を保持する。

整理・整頓は  
明日の準備!!

## 5Sの定義

整理

要る物と要らない物を分け、不要物を捨てること。

整頓

要る物をすぐに取り出せるようにすること。

清掃

汚れ、ゴミ、ホコリを取り除くこと。

清潔

整理、整頓、清掃を維持すること。

躰

決めたこと、決められた事を守ること。

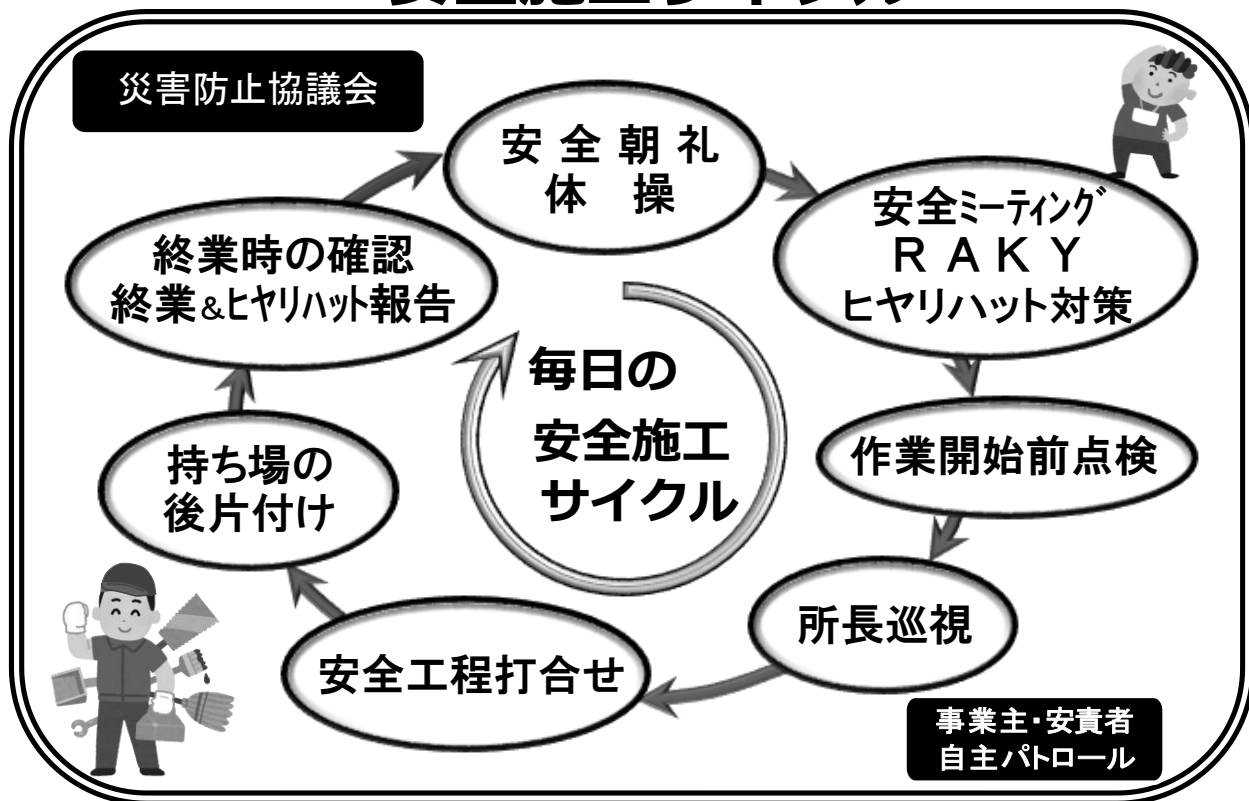
**5 Sは、生産性・安全性が向上し、ヒューマンエラー防止に繋がります。**

## 専門工事業者の自主的安全衛生管理活動

- ①現場乗込み前の労務安全関係書類の提出
- ②送り出し教育の実施及び実施報告書の提出
- ③作業手順書・作業計画書を作成し、作業員へ教育・周知する

※グリーンサイト適用作業所は  
作業計画書・手順書以外の  
書類はグリーンサイトで提出

## 安全施工サイクル



### ④三段構えの危険予知運動の実施

### ⑤作業所の統括管理及び安全施工サイクルへの参加

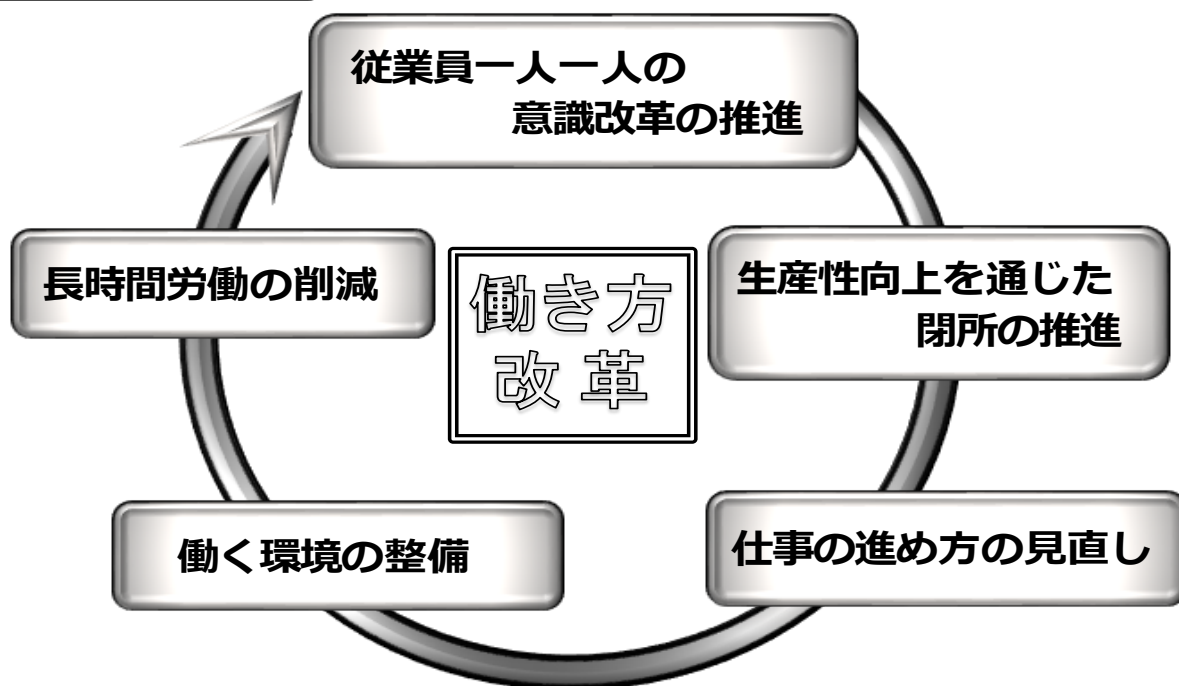
- ・災害防止協議会による作業間の連絡調整を徹底する。(全業者参画)
- ・事業主・安責者等による自主パトロールを月1回以上計画実施する。

### ⑥労働災害・事故等が発生した場合、発生状況・発生原因となった「危険性または有害性を調査分析」し、再発防止対策を定め関係者に周知徹底し、同種災害の再発を防止する。

### ⑦小規模作業場においても安全管理体制を確立し、統括管理責任を確実に果たす。

- ・現場安全衛生管理体制と緊急事態発生時の指揮管理体制を定める。
- ・作業着手前及び作業内容変更時の全員参加によるRAKY活動の実施状況の確認・指導を行う。

## 働き方改革



- ①時間外労働は1ヶ月45時間以内に収める。
- ②4週8休ができる体制を整える。
- ③労働災害防止計画書に、休暇予定を記入し見える化を図る。
- ④働き方改革を推進し、生産性の向上を図り、長時間労働を削減する。
- ⑤「LLax seed(リラクシード)」によるストレスチェックを実施し、ストレスや心の健康について理解を深め、ストレスに適切に対処し、必要に応じて相談・カウンセリングを利用する。
- ⑥産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供
  - ・管理課・総務課担当責任者は、法定外労働時間が1ヶ月当たり80時間を超えた労働者がいる場合、産業医へ報告を行う。
- ⑦長時間労働者への面談通知及び申出
  - ・管理課・総務課担当責任者は、法定外労働時間が医師面談該当時間を越えた長時間労働者を確認した時点で、長時間労働者へ通知し産業医との面談希望有無及び面談日の調整を行い、長時間労働者に産業医面談を受けさせる。

### 改正労働基準法(建設業は本年度4月から適用開始)

原則 月45時間かつ年360時間

特別条項でも上回ることが出来ないもの

- ・年720時間以内(月平均60時間)
- ・2ヶ月3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月、6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日労働時間数を含む)
- ・月単100時間未満(休日労働時間数を含む)
- ・月45時間を上回る月は年6回を上限

## 産廃物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)

資源を有効に活用し、再利用する「循環型社会」形成に寄与できることを自覚し、常に廃棄物の発生の抑制(Reduce)、再使用(Reuse)およびリサイクル(Recycle)化に努める。



### **R**educe (リデュース: 発生抑制)

- ・ゴミが出ない工法
- ・工場加工化
- ・省梱包／通い箱
- ・ゴミを圧縮

### **R**euse (リユース: 再使用)

- ・仮設材を再使用&転用
- ・端材&残材を再使用目的で持帰り

### **R**ecycle (リサイクル: 再資源化)

- ・分別精度をUPLし再資源化し易く
- ・その場分別の徹底
- ・分別教育の繰返し

・手戻り工事、手直し工事により発生する、不要な産業廃棄物の排出量削減に努める。

・産業廃棄物の不法投棄はしない、させない。

(不法投棄は会社の存続に係る)

・一般廃棄物、産業廃棄物の区別化を徹底する。



# 手戻り・手直しにより発生する不要な産業廃棄物の削減

SDGs達成に向けた経営方針等  
 すべてのことに誠実に、より良い仕事を実践し、  
 持続可能な社会の実現に努める

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**  
 2030年に向けて  
 世界が合意した  
 「持続可能な開発目標」です

3側面	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標
環境 社会 経済	建設作業所における手戻り・手直しにより発生する不要な産業廃棄物の排出量の削減(2019)	県内工事において発生する手戻り・手直し工事の排出量20%削減 2020年⇒2030年
環境 社会 経済	女性の管理職数を増加させる(2019)	女性の管理職数を増加させる (2019年2名⇒2030年4名)
環境 社会 経済	再生エネルギーを有効活用した省エネルギー建築物の設計・施工(2019)	再生エネルギー熱利用技術の自立的普及 (2019要補助金1/2⇒2030補助金不要)

「SDGs(エスディーゼーズ)」とは、  
 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、  
 2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。

## 毎月12日は安全の日

2018年2月12日に発生した死亡災害の被災者を悼む心と共に、当該災害の記憶を風化させる事のないように、毎月12日を「安全の日」として制定しています。



※「安全の日」ステッカーを安全掲示板に掲示す

再発防止対策を胸に刻みこみ、二度と不幸な仲間を出すことが無いよう、安全管理体制を見直す機会となるよう、各部署、作業所において実施内容を検討し、実効ある取り組みを継続して行う。

### 取り組み事例

#### ○建設用機械・クレーン災害の防止対策の見直し

- ・作業計画書の作成と具体的な作業打合せの実施。
- ・稼動機周囲及び作業半径内への立入り禁止対策の徹底。
- ・車両系建設機械、クレーン、移動式クレーンの転倒防止対策徹底。

#### ○墜落転落災害の防止対策の見直し

- ・脚立、脚立足場、はしご使用時の安全対策の徹底。
- ・足場、墜落防止設備、昇降設備の設置の徹底。
- ・足場、墜落防止設備の作業前点検実施の徹底。
- ・フルハーネス型安全帯使用(親綱設置含む)の徹底。
- ・搬出入車両荷台からの墜落災害防止。

#### ○保護具の点検

#### ○安全書類の見直し

#### ○その他、作業所ごとの取り組み



## \* 守谷商会の安全ルール\*

項目	2023年11月現在 全作業所で適用されているルール
A・基本事項	1. “労務安全書類” 労務安全書類はグリーンサイトで提出する。ただし、確認をする必要から・作業手順書・工事計画書・送り出し教育報告書は、従来通り、現場責任者へ紙で提出する。
	2. “作業計画” 守谷商会で定める「特定危険作業」については、作業手順書・工事計画書を作成し現場責任者に提出する必要があります。 (「特定危険作業」は2024年度安全衛生環境管理計画書P16を参照)
	3. “送り出し教育” 安全衛生法第59条において、就労場所(現場)が変わる際、事業者による教育を行う事が規定されています。事業者の責務として、新しく入る現場の状況を十分に理解させる「送り出し教育」を実施して下さい。
	4. “新規入場時教育” 職長・安責者及び現場責任者は、新規入場者に「新規入場者の皆さんへ」により新規入場者教育を実施し、入場を許可する。 また、一人親方・中小事業主は「労災特別加入制度」加入を確認し、入場を許可する。
	5. “常備の禁止” 労働者派遣法に従い、建設工事における「常備」扱いによる賃金の支払いは違法です、請負契約として下さい。
	6. “職長・安責者の選任” 職種を問わず職長教育を修了したものより職長・安全衛生責任者を選任したうえで、当社工事に入場させて下さい。選任された職長・安責者は常駐させて下さい。 また 災害防止協議会には必ず安全衛生責任者を出席させて下さい。
	7. “事業主パトロール” 事業主には現場巡視点検の義務があります、月に1回以上のパトロールを実施して下さい。
B・労働衛生	1. “防塵マスク” “粉塵の補修率”が3段階に規定されています。作業にあった捕集率の防塵マスクを使用して下さい。(国家検定品以外は使用禁止) アーク溶接作業、粉塵発生作業は作業時間の長短、屋内外に関わらず防塵マスクを着用して下さい。
	2. “振動工具” 振動業務の一連作業時間は10分以内とし作業間に5分以上の休止時間を設けるようにして下さい。
	3. “保護めがね” 眼球に障害を及ぼす危険のある作業では、どんなに短時間でも保護めがねの着用をお願いします。《ハツリ作業、ケレン作業、コンクリート釘の打ち込み、釘打ち機の使用、草刈機の使用、電動(エア)研削工具、高圧洗浄機、モルタル混入作業》フェイスシールド付ヘルメットの使用を推奨します。
C・墜落転落防止	1. “安全帯” 2m以上の高所で作業する者は安全帯の着用無しには作業禁止とします。 安全帯はフルハーネス型を原則とします。ただし、5m以下は胴ベルト型も使用可とします。足場組立作業、鉄骨建て方作業など、移動時にフックの掛替えのある作業は、2丁掛けフルハーネス型安全帯の使用を基本とします。
	2. “足場組立及び足場点検使用” 足場の組み立てについては作業手順書を提出願います。 (当社の現場担当者の確認を得なければ作業を開始することができません。) また、足場を使用する作業を開始する前に足場の点検と記録を行ってください。
	3. “手摺・幅木の復旧” 当社の担当者の許可無く、筋交い・手摺・下棧・幅木等を外して作業することを禁止します。また 許可を得て一時的に取外した場合は、作業終了時に責任を持って復旧し当社担当者に復旧の報告をして下さい。

項目	2023年11月現在 全作業所で適用されているルール
C・墜落転落防止	4. “脚立の単独使用” <u>◎ 使用優先順位：①立馬 &gt; ②手摺付き脚立 &gt; ③脚立</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脚立の単独使用は許可制とし、「許可申請及び誓約書」を提出し許可を受ける。</li> <li>・職長は使用者に「脚立の単独使用における留意事項」の使用前教育を行う。</li> <li>・6尺を超える脚立は原則、持ち込み禁止。脚立は手摺付きを推奨する。</li> </ul> <p><b>※やむを得ず2m以上の脚立を使用する場合は二人作業とし、作業所長の許可を受け、墜落防止措置と作業手順を作業員に周知してから使用する。</b></p>
	5. “可搬式作業台” 可搬式作業台(立ち馬)の使用に当たっては、作業手順・作業方法を十分に検討し、過去の災害事例・取扱注意点等について十分に周知してから使用すること。
	6. “トラック荷台からの墜落防止” 高さ2m以上の場所で玉掛けを行いクレーン等で荷揚げ、荷下ろしを行う運搬車両は、親綱等による墜落・転落防止設備を具備した車両に限る。 (トラック用転落防止スタンションの使用も可とする)  (推奨) 墜落制止用器具: 胴ベルト型安全带(巻き取り式+ロック機能付きのランヤード)
D 飛来落下	1. “荷取りステージからの落下防止” 荷取りステージからの落下防止措置は、巻末資料-10記載の①～④のうちからいずれかの措置をとること。
	2. “メッシュシート” 足場から資材等の飛来落下を防止するために使用するメッシュシートは、 <b>1類</b> に限ります。(仮設工業会認定品)を使用する事。
E・仮設電気・電動工具	1. “コードリール” 2芯のアース端子の無いコードリール(電工ドラム)は持ち込み禁止とします。高所作業等で2芯の延長コードを使用する場合は、使用する電動工具は必ず2重絶縁型として下さい。
	2. “ドラムの加熱” キャブタイヤコードはドラムから全て引き出して使用すること。 (グラインダー等の高負荷の工具の場合)
	3. “電気コード” 家庭用延長コードは容量が小さく加熱発火の危険があるため、電動工具には使用禁止とします。
	4. “サンダー” サンダー(グラインダー)に <b>チップソー</b> (ノコ刃)をつけて使用することは禁止とします。
F 建設機械	1. “始業前点検” 動力を有する機械はすべて作業開始前に点検を実施し記録を残すこと。
	2. “合図誘導” 機械の合図者、誘導者はそれぞれ1名が専属して担当すること。
	3. “施錠” 休止中の建設機械はキーを抜き扉には施錠すること。
G 揚重作業	1. “吊具の点検” 各月毎に点検色を決めて色テープで識別しています、月例点検を実施すること。
	2. “介錯ロープ” 梁、長尺物、モッコ等の吊上げ時には介錯ロープの使用を徹底すること。
	3. “吊クランプ” クランプ(ねじ式クランプ、レンフロクランプ)による縦吊りはすべて禁止とする。
H・火災防止	1. “消火器” 火気を使用する作業では各自が消火器の設置場所を確認すること。
	2. “ボンベ” 必ず転倒防止措置を行い、始業前点検用の石鹼水を用意すること。また 夏場は加熱防止のため過熱防止の養生カバーを使用すること。
	3. “溶接機” 足場から1次アースを取ることは禁止します、また 休止時は溶接棒をホルダーから外すこと。
	4. “ガス溶接” 休止時はバーナー部分をホースから外すこと。
I その他	1. “資材仮置き” 高さ2mを超えて資材を積み上げる場合は「はい作業主任者」の選任が必要です。
	2. “保護手袋” 作業に適した保護手袋を使用してください。(丸ノコ使用時の軍手着用は禁止です)
	3. “ダメ穴・開口” 在来工法の型枠においては、「ダメ穴・開口部」は先行開口を基本とする。

# 2024年度 労働災害防止実施計画表

実施計画項目	実施月	4	5	6	7	8
全社安全衛生環境委員会		12	10	7	12	9
安全衛生環境担当者会議			10			9
事業本部・支店安全衛生環境委員会		各事業本部・本・支店において計画				
事業本部・本・支店及び部署 安全衛生環境パトロール ※(―)は協力会との合同パトロール		建 築 (2・17・18) 北 陸 (16) 土 木 (2・10・17) 東 京 (11・19) 松 本 (3・24) 名 古 屋 (8・22)	建 築 (8・22・23) 北 陸 (24) 土 木 (8・15・22) 東 京 (13・28) 松 本 (7・29) 名 古 屋 (7・20)	建 築 (4・18・19) 北 陸 (14) 東 信 (27) 土 木 (4・12・19) 東 京 (5・25) 松 本 (5・26) 名 古 屋 (10・24)	建 築 (1・23・24) 北 陸 (19) 土 木 (1・10・17) 東 京 (9・22) 松 本 (4・25) 名 古 屋 (8・22)	建 築 (6・22・23) 北 陸 (26) 土 木 (6・7・21) 東 京 (8・27) 松 本 (2・28) 名 古 屋 (5・19)
安全衛生環境管理技術研修会(社員)					長 野 (3・4・5) 松 本 (10・11) 名 古 屋 (17・18) 東 京 (24・25)	
2年生社員安全衛生環境再研修						
定期健康診断				長 野 (5・6・7) 北 陸 (6月～7月)	名 古 屋 (7月～8月) 松 本 (7月) 東 京 (6月～7月)	
心の健康づくり		メンタル相談・健康相談・カウンセリング				
各週間・労災防止期間				安全週間準備期間 (1～30)	安全週間 (1～7)	
専門工事業者の安全衛生環境研修						
安全推進大会		4/19 東信守和会総会 4/24 東京守和会総会	5/14 名古屋守和会総会 5/16 松本守和会総会 5/17 長野守和会総会 災害共済会総会 5/28 睦会総会 5/30 北陸守和会総会	長野・松本・東信 (13) 北陸(26) 東京(11) 名古屋(20)		
職長教育・安全衛生責任者教育						長野・北陸・東信 (20・21)
安全衛生責任者教育						長野・北陸・東信 (21)
協力業者災害共済会行事			定時総会(17) 安全祈願祭(17)			
専門工事業者安全衛生環境パトロール (各地区協力会)		長野(2) 松本(3) 東京(11)	松本(7) 名古屋(7) 長野(8) 東京(13)	長野(4) 東京(5) 松本役員(5) 名古屋役員(10) 東京役員(25) 東信(27)	長野役員(1) 松本(4) 名古屋(8) 東京(9) 北陸役員(19)	松本睦会(2) 名古屋(5) 長野(6) 東京(8)

※カッコ内は開催日を表す

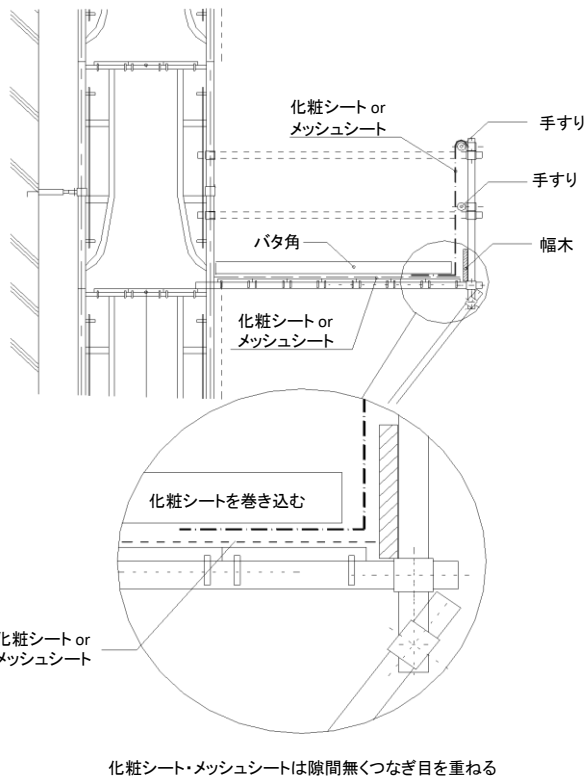
9	10	11	12	1	2	3	備 考
13	11	8	13	17	14	14	本社ビル7F-1 15:30～
		8			14		本社ビル7F-3 14:30～
各事業本部・本・支店において計画							各事業本部・支店 において計画
建 築 (11・18・19) 北陸 (20) 東信 (10)	建 築 (2・8・16・17) 北陸 (21)	建 築 (6・19・20) 北陸 (12)	建 築 (2・17・18) 北陸 (12) 東信 (10)	建 築 (8・21・22) 北陸 (16)	建 築 (5・19・20) 北陸 (21)	建 築 (4・12・13) 北陸 (7) 東信 (6)	各事業本部・支店に おいて計画
土 木 (11・12・19)	土 木 (2・9・16)	土 木 (6・13・20)	土 木 (2・11・18)	土 木 (8・15・22)	土 木 (5・12・19)	土 木 (4・11・18)	
東 京 (9・25)	東 京 (4・22)	東 京 (7・21)	東 京 (4・11)	東 京 (9・21)	東 京 (6・20)	東 京 (5・19)	
松 本 (11・26)	松 本 (3・24)	松 本 (15・22)	松 本 (5・19)	松 本 (9・23)	松 本 (6・26)	松 本 (5・19)	
名 古 屋 (2・17)	名 古 屋 (7・21)	名 古 屋 (5・18)	名 古 屋 (9・16)	名 古 屋 (7・20)	名 古 屋 (3・17)	名 古 屋 (3・17)	
				(23・24)			8 回
							1 回
アナウンス	ストレスチェック	フォローメール	メンタル相談・健康相談・カウンセリング				
労働衛生週間準備期間 (1～30)	労働衛生週間 (1～7)		年末年始労働災害防止強調期間 (12/1～1/15)			年度末強調月間 (1～31)	
	東京(10) 名古屋(15) 長野(23)	松本(7) 北陸(14) 東信(21)					
							各事業本部・支店 において計画
松本 (4・5)				東京 (28・29)	名古屋 (25・26)		2日日程 4 回
松本 (5)				東京 (29)	名古屋 (26)		1日日程 4 回
				安全祈願(10) (大勧進)			
名古屋(2) 東京(9) 東信(10) 長野(11) 松本(11) 北陸役員(20) 東京役員(25)	長野(2) 松本(3) 東京(4) 名古屋(7) 睦会(8)	名古屋(5) 長野(6) 東京(7) 松本(15)	長野役員(2) 東京(4) 松本役員(5) 名古屋役員(9) 東信役員(10) 東京役員(11) 北陸役員(12)	名古屋(7) 長野(8) 東京(9) 松本(9)	長野(5) 東京(6) 松本睦会(6)	名古屋(3) 長野(4) 松本(5) 東京(5) 東信(6) 北陸役員(7) 東京役員(19)	

※カッコ内は開催日を表す

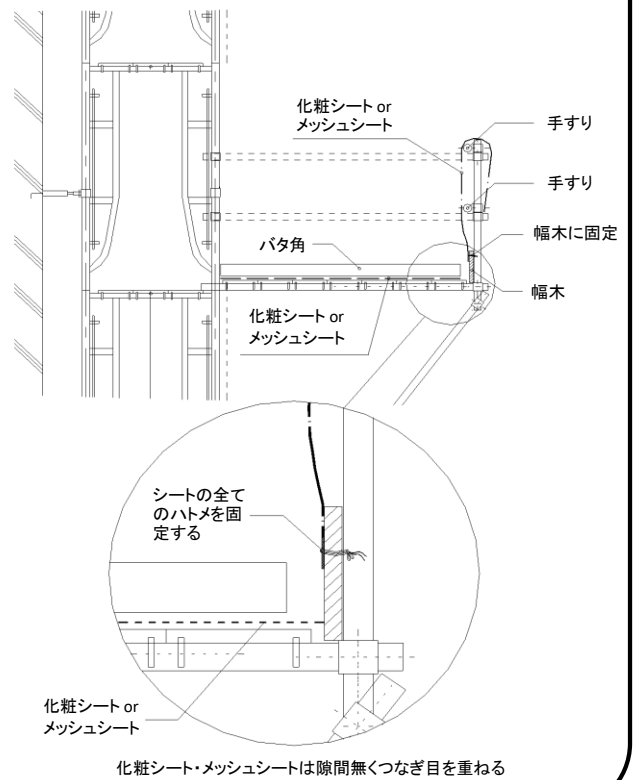
# 荷取りステージからの落下防止措置

①～④のいずれかの措置をとること。

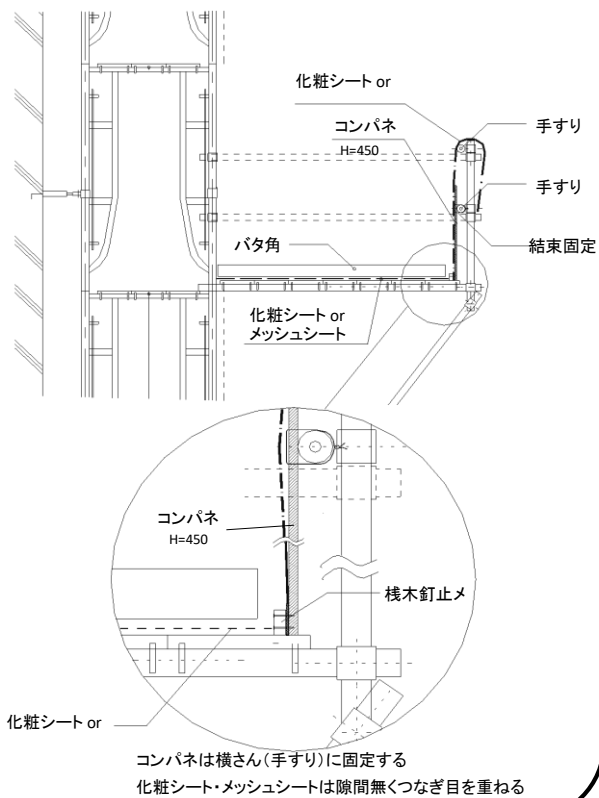
## ① 化粧シート or メッシュシートを用いる場合



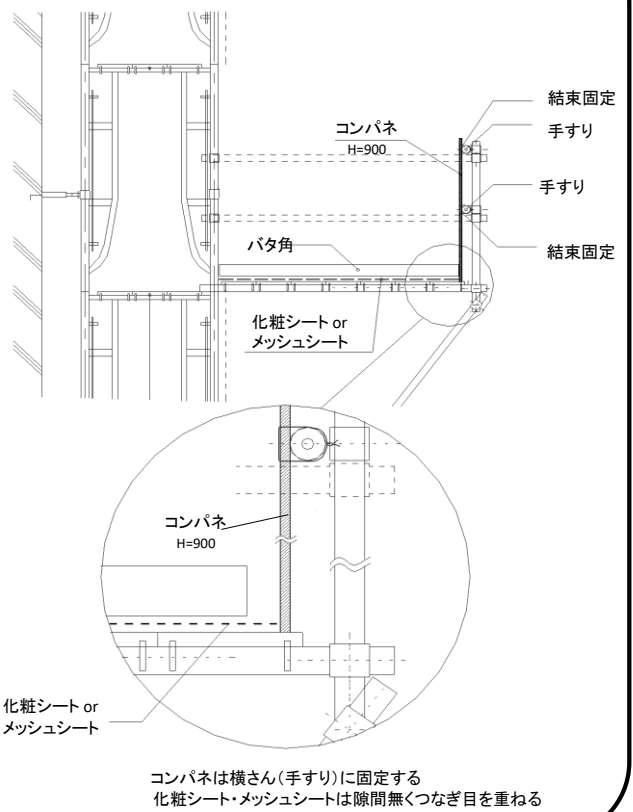
## ② 幅木+ 化粧シート or メッシュシートの場合



## ③ コンパネ(H=600) + 化粧シート or メッシュシートの場合



## ④ コンパネ(H=900)の場合



# 2024年度 安全管理スローガン

---

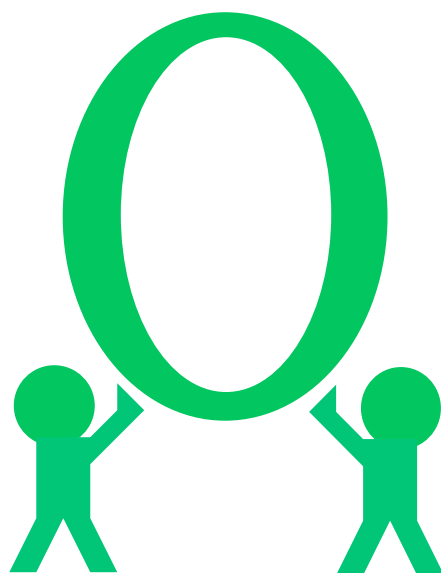


**M:** 見逃すな

**M:** 黙認するな

**D:** 妥協するな

**T:** 危険を感じたら止める



小さなヒヤリも 大事な気づき  
声に出して災害ゼロ

(2024年中央労働災害防止協会年間標語)